**令和３年度　大阪府同和問題解決推進審議会議事概要**

**（開催要領）**

１　と　き　令和４（２０２２）年１月11日（火）　午後３時～午後５時

２　ところ　國民會館大阪城ビル 12階大ホール

３　出席委員

　　　　１号委員

金城　　克典

中川　　嘉彦

冨田　　忠泰

中村　　広美

　　　　２号委員

　　　　　　　　　有村　とく子

五百住　　満

三浦　耕吉郎

　　　　３号委員

　　　　　　　　　赤井　　隆史

　　　　　　　　　髙木　　　剛

谷口　　正暁

　　　　　　　　　田村　　賢一

畑中　　幸司

　　　　４号委員

　　　　　　　　　𠮷村　　善美

　　　　　　　　　藤原　　敏司

**（議事次第）**

　１　開　会

２　議　題

　　　　（１）　会長の選任等について

　　　　（２）　今後の同和問題に関する取組み

３　閉　会

**（議事録要旨）**

※発言者の記載については、次のとおり。

◎：会長　〇：委員　●：事務局

●　私の方から議題（２）にございます、今後の同和問題に関する取組みにつきましてお配りしている資料の説明をさせていただきます。お手元に３種類お配りしていると思いますが、「本日の審議内容」というものと、資料１、資料２というＡ３版の資料でございます。この３種類につきましてまとめてご説明をさせていただきます。まず、「本日の審議内容」と書いておりますＡ４版１枚ものの資料をご覧ください。本日委員の皆様にご審議いただきたい論点を、資料上段の枠囲みにお示ししております。大阪府では、同和問題に対応するため、「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の運用、周知・啓発をはじめ、相談体制の充実や教育・啓発等に取り組むとともに、インターネット上の差別事象への対応を行ってきました。これまでの取組みや、国の「部落差別の実態に係る調査結果」、及び府の「府民意識調査結果」を踏まえ、今後、より効果的な施策を進める上で、どのような工夫・改善が必要かといった点を中心に、ご審議いただきたいと考えております。資料中段に＜背景＞としまして、昨年度、府が実施しました「府民意識調査結果」と、府の昨年度の人権相談・差別事象の実績、ならびに国が昨年度公表しました「部落差別の実態に係る調査結果」の主なものを記載しております。府民意識調査では、「結婚相手等の決定の際に同和地区の出身であるかどうか」や「住宅を選ぶ際に近隣に同和地区があると言われていないか」を重視する方が一定割合おられることや、同和問題に関する人権侵害として、インターネット上の誹謗中傷に対する認知度が最も高くなっていることなどが、調査結果として表れております。また、昨年度の府の人権相談・差別事象におきましても、同和問題に関する差別的な発言を受けたという相談があることや、インターネットによる差別事象が最も多くなっております。さらに国の調査におきましても、心理面における偏見、差別意識が依然として残っていることや、インターネット上において、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれる者が一定数見られたという結果が出ております。資料末尾の＜参考＞につきましては国及び府の近年の取組み状況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。続きまして、Ａ３版の資料１及び２について、順に説明をさせていただきます。まず資料１をご覧ください。資料１は、現在、同和問題の解決に向けた大阪府の取組みにつきまして、根拠となる条例、方針に基づき、概括的にお示ししたものです。大阪府では平成10年に、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」を目的とした「人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。この条例は、令和元年に、「府民の責務（第３条）」及び「事業者の責務（第４条）」（いずれも努力義務）の規定を追加し、改正をしています。この条例の第５条に基づき、「人権施策推進基本方針」を平成13年に策定しております。この基本方針については、先ほど局長からの説明もありましたように今年度、所定の手続きを経て、先月改正を行いまして、府が取り組むべき主要課題の一つである「同和問題」について、資料上段に記載のとおり、現状に対応した記載に変更を行いました。その内容についてですが、一段落目には、先ほども申し上げました国の調査結果、及び府民意識調査から得られた現状を記載しております。また、二段落目のアンダーラインを引いている箇所、計３箇所ございますが、ここにご注目いただきたいのですが、同和問題の解決に向けて、「条例に基づく規制等の実施」を行うとともに、2016年に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら、「相談体制の充実や教育・啓発等の取組みの推進」をしていく必要があること、最後に「インターネット上での差別の助長・誘発といった課題への対応」も求められていると記載をしております。これら大きく三つの取組みについて、資料中段以下に、その概要を記載しております。まず、左側の「部落差別事象の発生防止のための取組み」についてでございますが、条例に基づき、結婚差別や就職差別等の部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査をなくすため、「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等を行う者」を規制し、部落差別事象の発生防止に努めております。それぞれ「遵守事項」を定め、違反した場合は、罰則等を規定しております。次に、右側の「相談体制の充実や教育・啓発等の取組み」についてですが、同和問題をはじめ、様々な人権課題に対し、「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発」の取組みを一体としてとらえ、府と市町村等が連携しながら施策を展開しております。まず、「人権相談」ですが、多様な人権課題に対応する「大阪府人権相談窓口」におきまして、市町村では対応困難な広域的な事案や専門性の高い事案に対応するとともに、市町村の相談事業をサポートするための助言を行うほか、府内の人権相談機関のネットワークの連携強化を図っています。また、府民の課題解決を支援するためには、身近で地域の実情に沿った相談事業が実施されることが重要であることから、補助金のような府が細かく補助要件を定める支援ではなく、市町村の裁量による自主的な取組みを促すため、交付金による支援を行っています。次に、「人材養成」ですが、市町村やＮＰＯなどにおいて人権相談業務に従事する相談員などの人材を養成するため、必要な知識の習得やスキルアップを図るための講座を、年間を通じて開催するなど、人材の育成に努めております。続いて「人権啓発」ですが、人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身に付けて日常生活や職場等において実践することができるよう、人権啓発事業を実施しています。また、人権尊重への理解を深めるにあたり、地域において教育・啓発が行われることが重要であることから、市町村が実施する人権啓発事業を支援するために、人権啓発支援事業を実施しております。

最後に、資料１下段の「インターネット上の差別的書込みへの取組み」について、インターネット上には誹謗中傷やプライバシーの侵害情報など、人権上、極めて悪質な情報が見受けられます。枠囲みに記載のとおり、国の調査では、ネット上の部落差別等に関する人権侵犯件数が増加傾向にあることや、府民意識調査におきましても、ネット上に地域の所在地リストや動画などが掲載されることは問題があると、半数以上の方が回答しています。こうしたネット上の差別的な書込みに対処するため、（１）から（３）の三つの方向からの取組みを行っているところでございます。以上、資料１について、同和問題解決に向けての府の大きな三つの取組みのご説明でございます。つづきまして、資料２をご覧ください。こちらは、今ご説明しました大きな三つの取組みについて、それぞれ、主な事業を記載しております。まず、Ⅰの「部落差別事象の発生防止のための取組み」について、こちらは業者に対する条例の概要等の説明に加え、毎年10月を条例啓発推進月間と定め、本日、お手元に配付しておりますパンフレットの作成・配布など、様々な媒体を活用し、周知啓発に努めております。また、条例に基づく指導の直近の事例としまして、平成28年度に、府内の不動産業者が旧同和地区に該当するかどうかの調査を行っていたことが判明し、指導を行ったものです。次に、Ⅱの「教育・啓発等の取組み」について、様々な人権課題の一つとして同和問題を取り上げ、教育・啓発等の取組みを実施しております。具体的には、こちらも、お手元に配付しております、大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」の発行や、毎年６月を「就職差別撤廃月間」と定め、関連事業を周知するリーフレットの作成・配布及び企業向けの手引書の配布といった啓発の推進、並びに宅地建物取引業者の人権啓発を図るため、啓発冊子の作成・配布といった、啓発活動に取り組んでおります。また、学校現場における人権教育の取組みとして、2018年に改定された「人権教育推進プラン」に基づき、同和問題を理解するための人権学習を実施するほか、教職員の経験年数や職階別・課題別に応じた研修を実施しております。なお、資料２の右側には、近年の人権相談等の推移を記載しております。上段の表は、人権相談窓口における相談件数の直近５か年の推移と、うち同和問題に関する相談の内訳、その下には、同和問題に関する、相談内容の事例を記載しております。また、下段の表は、府内における差別事象件数の直近５か年の推移と、昨年度の同和問題に関する差別事象にかかる手法の内訳を記載しております。最後に、Ⅲ「インターネット上の差別的書込みへの取組み」についてですが、資料１で説明をしました（１）から（３）の３方向からの具体的な取組みを記載しております。まず、（１）の「投稿者・発信者への対応」としまして、人権啓発の観点から、お手元に配付しております、リーフレット「ＳＮＳを凶器にするな。」の作成・配布といった取組みを行っております。

（２）の「被害者への対応」として、市町村職員を対象とした研修の実施や、先ほど資料１でご説明しました相談事業を行っております。（３）の「差別的書込み事象への対応」として、四つの項目を記載しておりますが、上から一つ目と二つ目がネット上の差別的な書込みの削除依頼でございまして、いわゆる同和地区の摘示といった個別の人権侵害事象について、上から二つ目の人権擁護機関である法務局に対してプロバイダ等へ削除を働きかけるよう要請するとともに、今年度からは、上から一つ目の「ＳＮＳ事業者等へ悪質なコンテンツを報告」を行っているところでございます。削除要請については、平成30年に法務省が全国の法務局あてに発出した依命通知において、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為は、違法性のあるものであり、削除要請の対象とすべきと明記していることから、大阪府は識別情報の摘示について法務局やプロバイダに削除について要請しているものでございます。削除要請したページ数などの実績を表の右端に記載しておりますが、削除がなかなか進んでいないのが現状でございます。最後に、（３）一番下の「国家要望」でございますが、インターネットの差別的書込みの問題は、全国規模であることや、自治体の取組みだけでは限界があることから、昨年７月には知事が上京し、総務大臣・法務大臣に対して、いわゆる「プロバイダ責任制限法」の改正などの具体的な提案を行うなど、要望活動にも努めているところです。以上、資料１、２について、簡単ではございますが事務局からのご説明とさせていただきますが、このあと、本日、資料の配付はございませんが、実際にインターネット上で同和問題について差別的な書込みがなされている事例をスライドでいくつかご紹介させていただきたいと思います。

●　ここからはインターネット上で行われている同和問題に関する書込みの事例について、正面のスクリーンを使いましてご紹介いたします。スクリーンの準備をいたします。まず初めに、事例をお示しする趣旨、目的についてご説明します。インターネット上の書込みに、人権上の問題が多く発生していることはご説明いたしましたけれども、委員の皆様におかれましては、日頃、このような書込みを実際に目にする機会は少ないのではないかと思います。本日は、インターネット上で行われている部落差別についても大きなテーマの一つとさせていただいておりますので、問題のある書込みの一部の事例を実際に見ていただき、実態を知っていただいた上で、こうしたインターネット上の部落差別の問題を解消していくために、府の施策としてどのように取り組んでいくべきなのか、ご意見をいただきたいと考えております。なお、事例の紹介にあたりましては、差別を助長することのないよう、原文のままお示しすることは避け、一部加工させていただいております。また報道関係の皆様におかれましては、これからお示しするスクリーンに映し出される事例の報道につきましては、差別を助長することのないよう、十分なご配慮をお願いいたします。それでは、スライドスクリーンの方にご注目ください。まず、掲示板サイトの事例であります。掲示板サイトにあるスレッドと言われるテーマが設定されておりまして、そのテーマごとに、不特定多数の方が書込みを投稿するというような仕組みになっております。

こちらの事例でしたら、上の方に書いてあります府内の部落地域というテーマのスレッドになっておりまして、この府内の部落地域というテーマについて、不特定多数の投稿者が書込みを行っていくというサイトになっております。画面の最初の書込みは、近鉄南大阪線の何某、阪急京都線の何某と書き込まれておりますが、この何某という部分は駅名が書き込まれております。次にその下の２段目、３段目及び４段目には、具体的な地名が書き込まれております。このように、不特定の投稿者が府内の部落地域というテーマの掲示板にこのような書込みをしているという事例でございます。こうした書込みは、識別情報の摘示と呼ばれておりまして、識別情報の摘示といいますのは、国の６条調査の報告書の中では、このように定義されております。不当な差別的取り扱いを助長し、又は誘発する目的で、特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報をインターネット上に流通させる場合、これを識別情報の摘示、便宜上単に摘示と呼ぶことが多くございます。次に、動画共有サービスサイトにおける事例を紹介します。動画共有サービスサイトはスマホなどで撮影した動画を、誰でもネット上に投稿して、不特定多数の人に公開することができるというサービスサイトです。こちらの事例は、画面の一番下に小さい字ですけれども、どこどこ地区を歩いてみた。どこどこのかつての同和地区、被差別部落という動画のタイトルが書き込まれております。また、ちょっと見にくいですが、画面の字幕部分でも、どこどこ地区を歩きますという記載があります。今申し上げた、どこどこという部分には具体的な地名、または駅名が記載されております。つまりこの画面は、本日は静止画像の形ですけれども、実際はこの実在する街の様子を映し出す映像になっております。そして、投稿者の言葉では、どこどこ地区というかつての同和地区を歩いてみたその映像ですというわけでございます。次に、Ｑ＆Ａサイトの事例であります。

Ｑ＆Ａサイトと申しますのは、不特定多数の投稿者の誰かが日ごろ疑問に思っていることやわからないことなどを質問という形で、サイト上に投稿し、この質問に対して別の投稿者が回答するというような仕組みになっております。Ｑ＆Ａサイトの事例として、こちらの例の場合は、投稿者による質問が、こういったものです。大阪府、何某に住んでおられる方、詳しい方に質問です。大阪府何某の何丁目で彼氏と同棲しようと思っています。近くの何丁目は部落地帯となっているのですが、何丁目も周りの目からすると、同じ部落地帯とみなされるのでしょうか。こういった質問です。この質問に対し、別の投稿者が見られないよと回答していると、こういうわけであります。それで、今申し上げた、大阪府、何某といった部分は、実際は市町村名が記載されております。また、何丁目と申し上げた部分は具体的な数字が記載されております。この事例で特徴的な部分は２点ございまして、１点目は、具体的な地域を特定して、部落地帯となっていると質問者がそのように称しておるということであります。そして２点目は、ある特定の地域を示して、ここは部落なのかということを、投稿者がネット上で尋ねているというわけでございます。次に、ＳＮＳ上の事例を紹介します。本日は、ＳＮＳの中でも短い文章で気軽に投稿できる短文投稿サイトから事例を紹介します。こちらの事例は、「何々と何々の巣、大阪だから仕方ない。」という投稿です。これは、ひったくりや強制わいせつの事件が大阪で多いというニュースを引用してコメントされたものと思われます。この最初の何々という部分には、同和問題に関する賤称語、差別用語が記載されております。そして、次の何々という部分には、外国人に関する賤称語が記載されています。つまり、この投稿者は賤称語を用いた文書をネット上にこのような形で投稿しているというわけでございます。ＳＮＳからはもう一つ事例を紹介します。「大阪とか、何々のテーマパークだから、観光以外では行きたくないですね。」という書込みです。この何々という部分は、同和問題に関する賤称語が記載されております。以上、ネット上の同和問題について事例を紹介しましたが、重要なことは、大阪府としましては、このような投稿は決して許されるものではないと認識しているということであります。よって、大阪府では、今ご紹介した全ての事例につきまして、法務省の人権擁護機関、または当該サイトの管理者に対し、当該書込みを削除するよう要請をしております。私ども大阪府の取組みとしては、従前から識別情報の摘示については削除要請を行っておりましたが、最近ではそれにとどまらず、本日後半にご紹介したような賤称語を用いた悪質な誹謗中傷と考えられる書込みについても、削除要請の取組みを始めたところでございます。大阪府としましては、こうした問題のある書込みは決して許されないという認識のもと、これまでも取り組んでまいりましたが、今後も引き続き取組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎　ただいま行政の方からいろいろとご説明をしていただきました。大阪府では法律や条例等に基づきまして、部落差別事象の発生の防止、それから人権相談、教育・啓発の取組み、先ほども映像で見ていただきましたが、インターネット上の差別事象への対応も行っておられるという説明がございました。こうしたことを踏まえまして、今後、同和問題の解決に向けてどのように施策を進めていくべきかと言った点を中心に、先ほど大阪府の取組みの事例等を説明いただきましたがご審議を賜りたいと思います。時間が70分ばかりでございますけれどもいろいろとご意見いただければありがたいと思います。

〇　よろしいでしょうか。これからどうするかという議論が中心になるかと思いますので、私はそのこれからを論じる前にこれまでをしっかりと振り返る。その上に立って今後のことを検討するという立場で発言をさせていただきます。私の発言の第一は部落問題の解決において今議論することはどういうことなのかということです。2016年１月22日に大阪府府民文化部人権局で示された大阪府の認識と見解について、一つ目に実態把握についての意見と推認３点があげられています。その中では、対象地域の人口規模は約８万人、基準該当地域が約41万人ということで対象地域と同様の課題の集中が対象地域以外にも見られることが推認できたということと、もう一つは、現住地居住期間別世帯員数が、出生時から府内全域と対象地域とを比較しているわけですが、対象地域では8.6％、大阪府全域では8.8％と、ほぼ同じ率で、住民の層が大きく入れ替わってきているということが大阪府の調査ではっきりいたしました。その上に立って、法失効以後、特別対策終了以後の部落差別の影響の把握については、大阪府個人情報保護条例も使いながら大阪府としては、そうした地域や住民を特定した調査は難しいということで、これは画期的な文書で、政府の議論の中でもこれが出されました。

二つ目に、部落差別解消推進法と附帯決議の関係であります。衆議院の方は、世代間の理解の差、地域社会の実情を広く踏まえると書いておりますが、参議院の附帯決議の中では、「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること。」とこうなっております。いったいこの大阪で、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動、部落差別の解消を阻害していた要因、これがどこまでそうなされたのかということだと思います。教育啓発、実態把握については、当該教育及び啓発によって、新たな差別を生むことがないように留意しつつとなっております。この点についても、新たな差別を生むことがないような施策のあり方、これについても今日の報告の中ではそれほど触れられていなかった。私が最も大事だと思うのは、法務省の依命通知であります。依命通知の中で、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として、政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別であると。こういうふうに法務省は述べております。政策的・人為的に創出したものであるということです。それから法務省の６条調査の報告書ですが、その中では、地域・個人の特定につながり新たな差別を生じさせる恐れがある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施するべきではないと。こういう観点から、法務省の実態調査がなされた。私どもに対する大阪府教育庁の回答ですが、今後とも部落差別解消推進法及び附帯決議を踏まえ施策を実施します。生徒から聞かれたら、今被差別部落なんてないよという言い方になると思いますということを述べております。それから昨年末、大阪府人権局との話し合いの中で、人権局は、「法律の失効に伴い、特別措置としての同和対策事業の前提となる地区を指定することはなくなり、現在では同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。」という考えを言われています。私が何を言いたいかといいますと、今日の状況、これまでの流れ、そして全体としての流れを踏まえた上で、今後の方向を出すべきではないかと考えております。先ほど、事務局の方から、説明がありましたが、データ分析における疑問と質問であります。例えば結婚相手のパートナーを決めるとしたら云々とあります。そこでの同和地区出身者であると言われていないかどうかを重視する割合が、13.3％と報告があがっています。しかしここはですね、〇（まる）はいくつでもと書いてあります。大阪府の分析は、いわゆる同和地区出身者であると言われていないかというところに〇（まる）をしたのは206です。回答者数は1553ですから。206÷1553で13.3％と出てきます。しかし、回答者数は1553だけれども、〇（まる）はいくつでもという質問ですから、〇（まる）の回答総数は、7763になります。206÷7763は2.65％となります。だからこういう分析は、いかがなものかと思いました。２番目に家を買ったり借りたりする際に、重視する（した）立地条件は何か。これも同じです。近隣に同和地区があると言われていないか重視した割合は11.4％になっていますが、これも〇（まる）はいくつもですので、大阪府の分析は177÷1553で11.4％。しかし、〇（まる）の総数5254で割ると3.4％になるわけです。ですから、実態は果たしてどんなものかということだと思います。インターネットの問題は、大阪府自身が、本当に一生懸命取り組まなければならない課題だと思いますので、大阪府の皆さんにお願いしたいと思います。それから府の人権相談ですが、先ほどおっしゃいましたけれども、私が調べたところ、膨大なデータの中で、人権相談 人権問題別件数は０がずらりと書いてあるのですが同和問題19、その他トータルしますと2999あります。19を2999で割れば0.6％です。ただ大阪府の報告では実件数が674ですから、19÷674でデータを出していて2.8％になります。私はこのデータ分析がいかがなものかと思っております。それから、国の調査報告書の中で、交際・結婚相手が同和地区出身者であるか否かが気になると答える人が15.7％いると、だから心理面における偏見、差別意識が依然として残っているという分析、これは国の文書をそのままここに持ってきていますが、数値はどうかというと、「気になる」が15.8％、「気にならない」が57.7％、「わからない」が25.4％、無回答1.1％です。少し穿った言い方をしますと正しい理解をしているからこそ気になるとおっしゃる人は多数おられます。そのあたりの視点が欠けているのではないかと思います。それともう一つはですね、国の報告書の中で、わざわざ旧同和地区出身者であるか否か気になるという文言が出てきたので、法務省はいったい何を考えているのだと。旧同和地区出身者であると誰が判断できるのか。法務省に言いたいのは、新しい差別を作り出しているひとつではないかときつく思います。大阪府はそういうレッテルの貼り方がおかしいという声を、きっちりと国に届けてほしいと思います。ここで、かつての大阪府知事の黒田了一さんの言葉を紹介させていただきます。私の若い頃、20代の頃にお伺いした言葉で黒田さんはこのようにおっしゃっています。元々ないものを、人為的・政策的に差別があるものとされてきた。その同じ路線に乗って事業を進めていったのでは、永久に解消はされないのではないかと私は考えます。同じ人間であって何らの差別はもともとなかったのです。それを人為的・政策的に作られたものだから本来の姿に戻しさえすればいい。このようにおっしゃっています。本来の姿。ここのところが私はキーワードだと思っています。法務省も、属性の問題については、この黒田知事さんがおっしゃっていることと同じことを今回述べられたのではないでしょうか。そういう意味で、部落問題の解決を考えるにあたって、府民の差別意識、そこのところだけをターゲットにして、施策展開を図るのではなくて、そもそも部落問題の解決は何かというそもそも論に立った上での施策展開をぜひ大阪府にお願いしたいということでございます。

〇　ネット上の人権侵害のところについて、お聞きしたいと思うのですが、今回、府議会の方でも熱心にこのネット上の規制の問題は取り上げていただけることを改めて感謝を申し上げたいと思います。この間、大阪府においても、知事を先頭に、東京に行って法務大臣・総務大臣に要請をしていただいたという報告を受けています。感謝申し上げたいと思います。このネット規制の問題ですが、いわゆる大阪府という一つの都道府県段階で規制できる問題なのかというのはやっぱり極めて憂慮すべき問題だと思っておりまして、我々としてはやっぱり法律を何とか改正をするなり、新しく作る等、ネット規制の問題に踏み込むことをぜひともお願いしたいと思うのですが、なかなか国の方が重い腰を上げないのが実情だということを聞いています。そうすると、国への要望だけで大阪府としての責任が果たせるのかというのが、大きな問題になってくると思っています。できましたら私どもとしては、非常に差別的な、ネット上の書込みをする相手に対してこの間、裁判を行ってまいりました。第1審では勝利いたしましたけども、それを受けてといいますか、一つのプロバイダでありますTwitter社がアカウント停止をするということをしました。ご存知だと思いますが、アメリカのトランプ大統領が演説呼びかけをしてそれに影響を受けた人たちがホワイトハウスを襲撃するという事件が起こりました。それがTwitterで呼びかけられたということもありまして、Twitter社が踏み込んで、トランプさんのアカウント停止をするということをしました。ただ、それはそれで良いことだと思うのですが、よく考えますと一つの民間企業が、一人の表現の自由を奪うということが、果たして良いのかという問題がずっとつきまとうと思います。プロバイダの判断だけで、これが差別的だからといって書込みを消してしまうということになれば、表現の自由を奪う行為であると言ってその企業を訴える人も出てくるということがあります。そういう意味では訴訟リスクを持つことになりますので、やはり行政やいわゆる国の機関等が表現の自由を守ったうえで、差別用語としては許せない、差別事件としては許せない、発言としては許せないと、TwitterやSNS上の問題については規制をするということが望ましいと思います。当然、法律の改正や制定ということになってくると思うのですが、国が難しいということであれば、一体大阪府として何ができるのかというのが次の仕事になってくると思うので、できればここは踏み込んでいただいて大いに議論していただきたい。大阪市では、被害を受けた人が裁判に打って出る費用を見ようではないかという議論が起こったことも事実です。そして、ヘイトスピーチに対しては一定、何回か訓告し、指導をして、聞かない場合は名前なり団体の公表に踏み切っておられるようですので、こうしたいわゆる地方公共団体でもできる規制を何とか踏み込んでやれる、そしてさらにもう一つはやっぱり被害者が出るわけですから、この被害者は府民であるとしたらこの府民を救済する仕組みを、国の法律という要望も大事ですが、何とか踏み込んでやっていただきたいというのが大きなお願いであります。それから、紹介をいただきました大阪府人権尊重の社会づくり条例のもとに、大阪府人権施策推進基本方針があって、その基本方針のもとで、同和問題解決の取組みをずっと進めているということで、先ほど委員からも説明があったように、確かに同和地区に限った課題が見られるという状況ではありません。つまり生活困窮が集中する被差別部落だけが突出して特別な状況にあるのではないと、一般の普通の地域も含めたらそう変わらんという説明がありました。私もそう思います。ただ、この今日いただいた資料のファイルの中に大阪府人権施策推進基本方針の細かい中身があるのですが、それの10ページに生活困窮をめぐる人権課題というのが出ています。つまり同和問題を、項目として挙げていただいていますが、それ以外にも生活困窮や貧困をめぐる人権課題というのがあります。我々からしたら同和地区全体がやっぱり貧困にあえいでいると思います。私どもの調査でもこのコロナ禍の中で、女性と一人暮らしの高齢者には顕著に影響が出ているという調査結果が出ています。大阪の被差別部落と言われている地域の中で、教育水準、生活水準が高いという地域は存在しません。ほとんどの地域が社会的に困難を抱える人たちが集中する街になっています。人権施策推進基本方針の中の生活困窮をめぐる人権課題の中で、隣保館等の既存の相談事業などと密接に連携するとともに、地域における社会資源を有効に活用したセーフティーネットの整備と書いてくれています。そういう意味では別に私は同和地区にこだわりません。一般的に非常に貧しいと言われる貧困が集中した地域も同じようにパイロット的に事業を行ってはどうでしょうか。隣保館があるのはたまたま同和地区でしょうから、隣保館を中心としながらこの生活困窮をめぐる人権課題に対して取り組んでいく、それを何だったらパイロット事業みたいな形で大阪府内に何か所と決めて、別に同和地区に限らなくても我々は結構ですから、一般のそうした地域とともにこの生活困窮の貧困の問題を一つの地域をターゲットにして共同で地域共生社会づくりみたいなことを目指すというようなことに踏み込んではどうでしょうか。この同和問題解決に向けた大阪府の基本方針は今のところ、大きくは、部落差別事象の発生防止のための取組みと相談体制の充実や教育啓発、そしてインターネット上の差別的書込みという三つが中心ですが、この相談体制の充実にもっと踏み込んで、ここの生活困窮をめぐる人権課題のところに合わせて、たまたま隣保館が同和地区に存在するならばこの隣保館を活用して、地域共生社会作り、このいわゆる生活困窮を改善する、貧困を根絶する、そのための方策を検討する。これも同和問題の解決にふさわしい一つの事業であるというようなことを盛り込むべきではないかということを意見として訴えたいと思います。

◎　ありがとうございました。大きくは２点ですね。ネット上の人権問題は、兵庫県の篠山でも市長さんが立ち上がって地裁ですけれども裁判を起こして、勝訴していますが、鳥取でも起こっているという問題がございます。ネット上の問題は非常に難しい問題でありますけども、許せないようなことがどんどん、今日も書込みがありました。そのことによって、命まで奪われてしまうようなことも起こっているわけで、何とかしなければならないということではないかと、そういうご意見が一つ、それと貧困の問題ですね。コロナ禍でさらに生活困窮者の貧困に拍車をかけるという問題もあります。そういった問題について委員の方から、こういう事業を展開してはどうかということでございます。大阪府人権施策推進基本方針にいろいろ書かれていますから、それに基づいてでも結構でございます。

〇　意見と質問も含めて３点くらい発言したいと思います。一つは、先ほど貧困の問題が取り上げられていました。私は大阪府子ども施策審議会のメンバーでもありまして、2015年に大阪府下の非常に大きなデータ、おそらく最大の調査である大阪府下の子どもの生活に関する実態調査がありました。それで、非常に分厚い冊子がまとめられているのですが、最後の10ページぐらいに大きな分析があります。同じアンケートで私が住んでいる市においても、13自治体、13＋1の14自治体が同じような分析をしています。最後の10ページぐらいにその集約があるのですが、わかりやすく言えば、当該市の場合、公営住宅と古いＵＲ住宅等の中に非常に課題が集中している。ここに対して社会的な支援をどんどん投入しなければこの連鎖を断ち切ることができないというような集約になっています。だいたいオール大阪の分析の主旨もそのような状況になっています。そういう意味では、非常に今日的な大きな課題に対してどうするか、その中で同和地区も非常に貧困率が高くなっています。それは公営住宅そのものが、非常に低所得の方たちを集中せざるを得ないような今の仕組みになっているところが大半で、そういう意味では大阪市の場合、ちょっと所得の高い人も公営住宅に入居を促進したりするということを始めているわけでありまして、公営住宅イコールほぼ低所得、大阪府の数年前のデータで言いましたら、府下平均で入居者の80％が生活保護水準以下の状況ということを含めて非常に大きな課題がある。このような問題がずっと大阪府下の同和地区、被差別部落には続いているということを一つの課題として思っています。それから、２点目は、この10月、11月に、私の家からさらに墓も含めて地域の村の中を30分間くらい、予断と偏見や間違った解説で紹介をするというようなことをされました。全国で約300ヶ所くらいされているような状況があるわけで、そういう意味では、国に対する規制や法律というものも含めていろいろありますけれども、大阪府が何とかできないのかなということを思ったりしています。それから３点目ですけれども、昨年の９月に行われた中学３年生に対する３月の入試に向けたチャレンジテストの中に非常に偏見に満ちた設問が出されるということがありました。一休問答です。いわゆる皮をつけた人間は神社仏閣に入ることはまかりならないというようなとんちの話でありますけれども、この話がチャレンジテストの設問に出されました。一休が抗議をする人に対して、神社仏閣にある太鼓は罰で撥で朝昼晩と叩いているというとんち話のような関係、つまり穢れに関わる完全に予断と偏見を煽るような言葉を今日の状況でされていることに非常に驚いています。この一休問答等についてはどうも大阪府は素直に反省や教訓化を本当にする気があるのかと思うのですが、一つは1970年まで、文部省が採択していた小学校の教科書にこの話があって、運動団体から抗議の中で、是正した、採択を止めたということがありました。1969年から1970年の話だったと思います。しかし現在、第一学習社が高校の教科書を作っているのですがこの一休の話がありまして、府下の府立高校８校がこの教科書を採択している状況を含めて現実の問題としてあるわけです。そういう意味ではこのような穢れ感に基づくような偏見を煽るような内容等については当然反省をして、撤回をしなければならないだろうし、同時に文科省に対しても是正するように働きかけをお願いしたい。これについてはぜひ府としての見解コメントを聞かせていただきたいと思います。

●　チャレンジテストの件につきまして現状では中学生が興味を持ち問題に取り組んでくれるような、なじみのある一休和尚のとんち話を出題したものであるということでございます。テストを受けた生徒が皮そのものや皮を扱う仕事に従事している人への忌避意識や差別意識を持つこと、それから不安を抱くことのないように、生徒への丁寧な説明や指導が必要であるというふうに考えております。教育庁の方においてそのための指導資料を作成いたしまして、市町村、市町村の教育委員会の方に、生徒への丁寧な説明や指導を依頼しているというのが現状でございます。

〇　府立高校がそういう教科書を採択して使用している状況が現状としてあるわけです。全国的にも第一学習社が作成したそういう教科書が入っているということ等については、今、大阪府の方が説明したような断りもあるわけではないので、そういうような予断と偏見や穢れ感に基づくようなテーマを子どもたちに考えるために作られた問題なんていうのは非常に何か逆だと思うのです。そういうことは、教育的なこととしてはやるべきではないと思うわけですから、そこは後で回答を返すときにきちんと偏見が広がらないように取り組んでほしい。そんな設問そのものを府下中学３年生全員に配りやってもらうのは人権問題や部落問題に対する感覚がいかがなものか。人権問題や部落問題の先進府県と言われている大阪府として本当に失望をしているわけでありまして非常にしっかり総括をしてほしいというように思っています。

◎　ありがとうございます。ご意見ということでよろしくお願いしたいと思います。教科書の採択というのは小中学校と違って高等学校では各学校が独自で採択するのです。そういったこともありまして今のご要望ということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇　本日の審議内容に対して意見ということですが、今後、効果的な施策を進める上でどのような改善が必要かと言ったらこれ先ほど委員がおっしゃっておられましたけど、もう少しきつい何か、これもあるから規制をかけているというようなことを作っていかないといけないと考えます。例えば大阪には人権尊重の社会づくり条例があって、その条例を今の時代に合わせるように、基本方針を新しくして、元々調査規制条例もきちんとあって、そういうことをしておられるけれど、先ほど出たようなインターネットとかに関しては、まだまだ調べたら弱いと思っています。例えば、せっかく部落差別解消推進法ができたので、それに合わせてインターネットのことも含んだ一つの条例を作るとか、何かみなさんが動きやすいようなものを作っていただきたいと思います。今日初めて会議に参加させていただいたのですが、意見として申し上げます。

〇　先ほどから様々なインターネットのサービスの書込みということが、論点になっていると思いますので、少し現場の中にあって様々な意見を聞いたり、私も感じることがあるのですけども、この資料２の中にもありました教育・啓発等の取組みということについてです。当然学校現場では人権の様々な教育について子どもたちに学校の先生から授業といいますか、そういう部分を取って教えていただいて、こういう差別があってはならないということが学校では発信されていますが、どれだけ中身が濃くて、またどれだけの回数、学校によってもバラバラだと思うのですが、それがどんな形でしっかりと生徒には伝わっているのかっていうのが一つと、生徒がその話を聞いて家に帰ったときにその話を例えば両親にしたときに、両親が「あそこはそういう地域だからな。」と言われる両親もいると「お父ちゃん、あそこはああいう地域なんか」とスッと子どもの心に入ってくるという話も聞いたことがあります。いくら学校でそういう話をしたとしても、また地元に帰って家族に帰ったらその心がひっくり返されてしまうというようなことも起きています。そうしたら、そこをどういうような形にして、そのお父さんお母さんの認識も当然ハードルは高いですけれども、変えていかなければならないという非常に大きな課題がありますけれども、しかしそこにしっかりとメスを入れていかなければ、子どもはそういうふうに理解をして、そういうふうな偏見を持っていくということが、今後、時代が変わってもあり得るのではないかなという気が、そういうお話を現場の中で聞いてずっと私自身思ってきた次第です。そういうことを当然府民文化部ではないですけれども、教育庁ともあわせて、具体的にそういうところを根こそぎしっかりと解決していくということを、やはり大阪府として旗を振ってやっていただきたいと思います。

●　ご意見ありがとうございます。委員の方からお話がありましたとおり、子どもの教育だけではなく、大人に対する教育をどうしていくか、大人に対する教育はもちろん教育庁でもやることになるのでしょうが、人権局でもやっていくと。そのあり方については、今ご紹介させていただきましたようないろいろな啓発をしておりますが、より効果的なやり方がないか引き続き検討させていただきたいと考えています。

〇　インターネットの問題、ＳＮＳを凶器にするなというこのパンフレットにもあり、実際に裁判にもなっていますけれど、一般の新聞やいわゆるマスコミの手段と全然違うのは一瞬にして全世界を駆け巡るというところです。そして身体的な暴力でなくても、言葉って人の命を奪ってしまうという認識が広まりつつあると思います。先ほど委員がおっしゃったように、子どもは本当に素直な気持ちで、学校教育現場で学んできたことを勉強してきましたということで、親に話したとき、親から全然違うこと（差別を容認することを）言われたら、また誤った認識に戻ってしまう。そういう意味で根強い偏見を何とか解消していくことは、喫緊の課題だと思っています。それで表現の自由との関係では、やはり弁護士の中でも意見が分かれるところだとは思うのですが、例えば刑法で侮辱罪とか、名誉毀損罪とか、そういった刑罰規定があるから表現の自由を過度に制約してはいけない、もともと刑法上の犯罪規定があるから、そこまで表現の自由を抑制することは行き過ぎではないかと危機感を持つ意見も確かにあります。ただ、私個人的には、それを言うと実際問題、警察で侮辱罪や名誉毀損罪等で立件されて本当にその人が処罰されるまでにどれだけの時間がかかるのかといえば、相当長くかかる上に、ほとんどが不起訴になるのが実情ですし、あまり相手にしてもらえないです。だけど、実際このような被害に遭っている人がいることは間違いなく、その被害は放置できません。ですから、私は吉村知事が去年の７月にインターネットのプロバイダ責任制限法に対する提言を国に向けてされていますが、国レベルで動くようになるには議論が熟す必要があるということで時間がかかると思っています。ただ、地方自治体の良さというのは、条例で私達の地域ではこういう条例をつくりましたということで国に先駆けて進めていくことができる、これが非常に大事なことではないかと思っています。表現の自由のせめぎ合いというところは当然考えなければいけないのですが、そもそもこれがその人権侵害に当たる言葉かどうかというのを誰が判断するのかという問題で、国が情報を統制してしまうというのは、ある意味恐ろしいことでもあるので、そこの検討は非常に慎重にしないといけないのですが、このようなことは放っておけない、仮処分的な削除、いったん止めるというようなことを条例でできないかと個人的には思っています。仮に止める、その後しっかりと中身を検討しても良いのではないかと思います。それが一つ。それから啓発という意味では、今日お配りいただいたパンフレット、実は恥ずかしながら不勉強で今日初めて見ています。冊子「ゆまにてなにわ」や条例のパンフレットがどれぐらいの府民の方の手元に届いているでしょうか。お金がかかることだと思うのですが、一番効果的なのはテレビだと思っています。大阪府のこの人権問題について事務局の方も非常に良く整理されていてこれだけの物をお作りになっている。これがもっと広まってほしいと常々思っていまして、テレビで放映するのは非常にお金のかかることだとは思うのですが、広報・啓発というところにインパクトのあることをしようとしたらそれなりの予算が要るので、これは審議会だけで留まる話ではなくて、当然議会のご審議が必要だと思いますが、やはり親も子どもも一緒に勉強する機会の一つでパンフレットもですが、バーンとお茶の間に広く浸透するような広報が良いのではないのかと思っています。散漫になりましたが、仮処分的なことができる条例が欲しいということと、このようなパンフレットをもっと浸透させて、部数も増やしてほしいですし、できればテレビで宣伝をしてほしいということです。

◎　ありがとうございました。法的な問題と啓発の問題について委員からご提示いただきました。ホームページでは出ていますよね。ただホームページを見るかどうかが問題なのですけど、逆にネットで流すとかそういうこともあっても良いかもしれません。テレビだとお金がかかりますけど。

〇　今の話の流れを聞いていますと、やはり差別する側、される側ということを前提にものを考えておられる。これが実態の一部かも分かりませんが、私が言いたかったのは法務省の依命通知がこの部落差別というのはその他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、この次のくだりですね、本来的にあるべからざる属性に基づく差別、ここを私達はどのようにとるかということだと思っています。私はこのようにとります。元々人として日本人として何らの違いがない。我々は皆さんと同じように暮らしている。そこは根本ではないか。だから、ネット上でもそういう発信があったときに子どもたちに教えてあげてほしいのは元々人として何の違いもないよ。そういうことは、昔はあったかもしれないけれど、今の時代そんなことを言う人やっぱりちょっとあかんなというところを目標に施策を進めていかないと、いつまでも違った存在だということで、啓発だと言ってもそれは進められるものではないというふうに思います。そういう根本的なところをどのように施策に活かしていくかという腹の座った施策の展開をぜひお願いしたいと思っています。

〇　まず一つ言いたいのは、2019年から2020年にかけて市の職員の方に私の名刺を渡した時に、「この名刺を渡したらえらいことになりますよ。」ということを言われました。私の方に問題があるのか、それとも、「この名刺を出したらえらいことになる。」と言う方に問題があるのか、そのあたりのご意見を一度聞きたいと思うのです。２点目に、今は被差別部落、同和地区はなくなりましたと言うけれども、今の同和地区の現状を皆さんに見てもらったら分かる通り介護事業が専門になっています。介護事業の街と言えるほど介護施設でほとんど埋まっています。現在、市民交流センターという大事な場所があったのも、つぶされて収益売却の予定になっています。私達はそういう介護事業を与えてもらっていたら、それで納得して黙っていくという考えなのか、市の指導、府の指導において、今の同和地区の現状を見てもらったら分かる通り、介護事業のない旧同和地区はありません。それ以外の仕事に就けないです。昔私らの親が廃品回収業をやっていて、ダンボールやアルミ缶を集めていました。私はそれを手伝っていました。工事現場に行ったら、番線を拾ってその鉄くずをスクラップとして売りに行っていました。けれども、今、地区の中で、親のしていたことをやろうと思ってもできません。なぜかというと介護事業が先立っています。それ以外の職にはなかなか就けません。その介護事業に私らが入っていこうとしたら介護事業側が守る方に入っていきます。この先私たちはいったいどこから、息子や孫にどういう仕事をやらせていけば良いのかものすごく不安です。そういうことを一度議論してもらえればと思っています。

●　まず、行政職員に対する啓発や研修ですが、現在もしておりますが引き続きしっかりやっていく必要があるというのが１点でございます。もう一つは旧同和地区の中で、介護事業、介護施設が主になっているということでございます。大阪府の方でも雇用の問題については、商工労働部において対応をしているところですが、我々としましては、商工労働部ともいろいろ話をしながらこのような雇用問題について引き続き取り組んでいく必要があると考えています。今は個別具体的に言えないのですが、基本的には商工労働部と協調していきながら行っていきたいと考えています。

〇　今日いろいろとご説明をいただきましたけれど、府内の市もやはりインターネット上の人権侵害が頻発していることもあって、それぞれ悩みを抱えています。当該自治体は大阪府と連携して法務局やプロバイダに削除要請をしていますが削除されない場合が非常に多くて苦労しています。削除するまでには時間がかかりますし、府内の自治体としてはやっているけれども、なかなか対応に苦労している状況です。インターネット上の差別的書込みについては、力を入れていかなければいけないと思っています。知事が直接国の方に法の整備も含めて要請に行っていただきましたので、これから国に対して統一的な対策が必要であるということを要望として詰めていかなければならないと思っています。インターネット上の書込みについては大きな課題ですので、そのような悪質な情報に同調せずに府民の皆さん、市民の皆さん正しい知識と理解をもって行動できるように、ある意味では、部落差別の解消法に謳われている教育や啓発について、引き続き大阪府と連携して何ができるのかということを考えながら進めていきたいと思っています。

〇　先ほどからご意見、要望を聞かせていただく中で、まず差別という意識はなかなか人間の中で解消できない本当に難しいことだと思っているのですが、その問題を今まで見ていく中で対処療法とか啓発という形で終わっているのが現状ではないかと思っています。これは教育と関連してくるのだと思うのですが、教育のあり方と子どもに教えるという言葉が良いのかどうか分かりませんけれども、子どもから考え方を心理的に変えていくのであれば、その教育の方法が別にあるのではないかと思います。ＳＤＧｓのＥＳＤ教育で誰1人取り残さないという教育のあり方も推奨されているみたいですけれども、今までのやり方で良いのかということを考えたときに、表現の自由が一番ネックになるのかと私なりに思っています。これは民主社会の根幹を成す国民の権利ですので表現の自由について、憲法第21条で保障されていますけれど、これについて、大阪府と大阪府議会が議論することによって子どもたちに表現の自由という大きな問題について関心を持ってもらう。授業の中でもそういうことを行なってもらう。表現の自由について憲法で保障されている権利を表面にもっと出していくべきではないかと思うのです。教えるというだけでは、今の時代に子どもたちが本当に真剣に考えてくれるかどうかというところに疑問を持っています。

◎　はい、ありがとうございます。教育の問題が委員から出されました。今、文部科学省では新しい学習指導要領で主体的な対話的学びというのを打ち出しているのです。つまり教え込むというより子どもたちに自ら課題を考えさせていくということを今回の学習指導要領で出しているのですが、それが現場でどこまで進んでいるかということが問題ですし、一つの科目で言えば高等学校に公共という科目ができますし、それから主権者教育というのが盛んに言われています。その中で子どもたちにどのような支援教育がされていくのかということがこれから必要ではないかということを委員が提案されたということだと思います。そういったことも含めてよろしくお願いしたいと思います。

〇　いろいろと話を伺わせていただいて、ネットのことももちろん大事ですし、基本的にやはり同和問題の解決、部落差別の解消をどう目指すかというところで、皆さんがいろいろな立場からご意見を言われたと思うのですが、１点、どうしても矛盾する問題がそこにあるような気がしていて、それは何かというと教育や啓発をする場合でも、まず実態をきちんと知ることがすごく大事になってくるという点です。だから私たちも大学で学生に同和問題を教えるときは、できるだけフィールドワークというのは欠かせなくて、実際に現地に行って地元の人たちに案内してもらって、今どのように学生たちに見えるかをまず見てもらいます。そこで、学生たちは同和地区がどんな所かということに、驚きとともに気づく。どういうところで驚くかと言ったら、もっと悲惨だと思っていたけど案外普通だというところに驚くのと、おそらく先ほど委員が言われたように、その中に入ってじっくり見てみるとやっぱり大変なんだということが改めてわかってくる。そういうことが教育においてすごく重要なはずです。その実態を知るという点で、今回の国の調査もそうですけど、新たな差別を生まないように「人や地域を特定しないように」して実態を知ろうとすると、なんだか靴の上から足を掻いているような具体的な実態が見えないところで、「正しい人権意識」や「偏見がない私」というのを作りなさいと言われているようで、そのあたりに矛盾がある。実態をきちんと教えないと教育もうまくいかない。というのは、結局、学校で差別してはいけないよと習ってきて、家に帰ったらお父さんやお母さんがあそこは部落だよと言ったときに、結局、子どもはその部落自体については何も知らないわけだから。場合によっては、差別する側に引き込まれてしまう。また、国の調査で人権相談に実態が表れているというけれども、多くの人権事象の中で、本当に同和問題、部落差別で相談をしている人はほんのわずかです。それは差別の実態がないわけではなく、他の人権課題と違うような性質が部落差別にはあって、受けた差別というのは一回、二回とカウントされるものではなくて、一度受けたらずっとその悩みが簡単には解消されないし、いつまでも解決されないようなものとして部落差別の経験、体験というのが残り続けます。それは数や類型化では分からなくて、実際に差別を経験したその当事者の人からじっくり話を聞いて、そして、その事例をいろいろな角度から考えてみて、はじめてこれが部落差別だということがわかるので、おそらく一つの案件を理解するためにはものすごく時間がかかります。そのあたりで、具体的な知識がない中で、こういうことを考えてはいけないですよとか、感じてはいけないですよと教えるのは教育として矛盾があるように思います。そこをどうクリアするかということを、みんなで議論しないといけないのではないかと思います。

〇　いろいろなお話を伺い、大阪府の施策の効果がどれくらいあるのかという視点で聞かせていただいていました。いろいろな取組みがある中で先ほど委員が「ＳＮＳを凶器にするな」のパンフレットを知らなかったというお話をされていましたが、このパンフレットについては私も議会で取り上げました。私は特にこのＳＮＳ、ネットの差別的書込みということではなくて、コロナの感染拡大が始まった当初、カスタマーハラスメントが増えて従業員がぼろかすに言われるということがありました。マスクをしていたら「売り場にないのになぜお前はしているのか。」マスクをしていないと「なぜしてないんだ。」という本当に理不尽なことがありましたので、カスタマーハラスメントについてもこのパンフレットのように啓発すべきということで取り上げました。このパンフレットは本当にすごく良いと思います。特に子どもに限定するわけではないのですが、ネット上とかＳＮＳで差別的な書込みをしたらどうなのかということについて想像力が欠如しているというか分かっていない。そこをしっかり認識してもらうように行政として取り組んでいくことが本当に大事だと思います。このＡ３版の資料を２枚いただきましたが、ネット上の差別的書込みは年々増加していますが、府の人権相談窓口の相談件数の推移を見ますと、相談実数自体は増えているものの、うちネットに関するところは数件となっています。せっかく相談窓口など良い取組みをしても、本当に今のままで周知も含めて良いのかということだと感じました。先ほど委員からもありましたように、仮処分的に止めることができる条例ができないか、具体的に大阪府として何ができるのか、今のままで良いのかというところを、大阪府のみなさんと議会を通じてしっかり議論をし、より実効性のあるものにしていきたいと思います。

〇　今日はいろいろありがとうございます。委員からもお話がありましたが、子どもに教えることが良いことかということに考えを持っていまして、教えることによって新たな差別が生み出されるのではないかということを一番危惧しております。委員から元大阪府知事の黒田さんのお話がありました。ここに元々ないものを人為的、政策的に差別があるものとされてきた。元々ないものに新たな課題を持つということが、子どもに教えるということが良いことなのかどうなのか。自然になくなっていくのが一番良いのではないかと思いますが、課題があるというのは消えませんので子どもたちにどのように教えていくのかというところはすごく難しい問題だなと思って皆さんのお話を聞かせていただきました。

〇　今日は長時間にわたり皆様の貴重なご意見をたくさん聞かせていただきましてありがとうございます。様々な差別があるということは皆さんのたくさんの声を聞きながら実感しているところです。特に先ほどありましたように府議会として人権尊重の社会づくり条例を何かいじることができないかと考えています。特に近年はネットにおけるいろいろな誹謗中傷、嫌がらせを含めて様々な問題があることも事実でございますので、教育問題等、オール大阪で連携を取りながら進めていきたいと思っています。

〇　今日のお話を聞いて気になったのは部落という存在が元々ないもので政策的に意図的に作られたものだという解釈がありましたが、その解釈は、江戸時代に権力者が作ったというような江戸幕府等がそういう差別的な賤民階層というようなものを作り出したという説がかなり支配的でした。しかし、今は、江戸時代の幕府はそこまで意図的に賤民階層というようなものを作り出してはこなかったというのが歴史学の最新の知見でありまして、江戸幕府が作ったというのは、今は取り消されていますが、それを何処も正していないから、ある年齢以上の人たちはみんなまだそう信じているところがあると思います。それは、やはり府としても糺してほしいと思います。結局、部落差別はどうして生まれたのかと言うと、中世の頃に遡って、その頃から部落差別があるという説がありますが、それも誰か権力者が作ったのではなくて社会が生み出してしまったというのが我々社会学をやっている人間の解釈で、社会が生み出したものに対しては、それを無かったものにはできないのです。社会としてそれを無くす努力が絶対に必要です。そうではなくて、自然に放っておけばなくなるかと言うと、社会が生み出したものを放っておけば、社会がどんどん作り変えて新しい部落差別の形が生まれてしまっているわけです。それでは駄目だと思いますし、最新の歴史学の知識についても府としてきちんとみんなに伝えてほしいと思います。

◎　ありがとうございました。まだまだご意見があると思いますが、時間が経ちましたのでこれで終わりたいと思います。本日は本当に活発な意見を発言いただきましてご議論ありがとうございました。本日の審議の議論を踏まえて大阪府の取組みについてどのように今後の施策に反映させていくかということが重要だと思います。それでは事務局の方でまとめをよろしくお願いします。

●　ありがとうございます。特に今回インターネットにつきまして問題意識を持っていまして、その中で様々な意見をいただいたところでございます。複数の委員の先生からインターネットについて何か規制ができないか、国に先駆けてやっていく必要があるのではないかというご意見をいただきました。また、インターネットの話だけではなくて教育啓発のあり方についてもどのようなアプローチをすべきか、歴史的な背景も含めてどのような内容にすべきかということについてしっかりと考えていくこと、厳しい財政事情の中で広報媒体にも工夫が必要だということ、そして、貧困問題、雇用問題についてもご意見をいただいたところでございます。事務局といたしましては、本日いただきましたご意見につきましては、まずは持ち帰って整理をさせていただいて、今後の同和問題解決にどのように活かしていくことができるのかということを今後しっかりと検討していきたいと考えています。ありがとうございました。

◎　どうもありがとうございました。これで予定していました時間が参りましたので本日の審議会の議事は以上で終了します。本日は本当に円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。